

令和５年度第１回佐倉市環境審議会（公開）

会議概要

日時	令和５年１２月８日（金）午後２時００分～午後３時００分
会場	佐倉市役所 １号館３階会議室
出席委員	１２名 井上 隆夫 委員（公募市民） 草場 孝志 委員（公募市民） 佐藤 光雄 委員（公募市民） 百目木 純子 委員（公募市民） 前原 美智雄 委員（佐倉市校長会 会長） 高山 順子 委員（千葉県立中央博物館 科長） 武間 豊夫 委員（元千葉県 都市部長） 中村 圭三 委員（敬愛大学 名誉教授） 原 慶太郎 委員（東京情報大学 名誉教授） 本橋 敬之助 委員（元公益財団法人印旛沼環境基金 上席研究員） 斉藤 芳江 委員（千葉みらい農業協同組合） 大木 英子 委員（佐倉商工会議所）
欠席委員	０名
事務局	環境部 宮本部長 生活環境課 布施課長、内田班長、山本班長、皆本主査補 廃棄物対策課 関口課長、西野班長
傍聴人	１名

会議次第

- １．開会
- ２．市長あいさつ
- ３．新委員・事務局紹介
- ４．諮問
- ５．議事
佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について（諮問）
- ６．その他
- ７．閉会

会議内容

１ 開会

事務局（生活環境課長）により開会

2 市長あいさつ

3 新委員・事務局紹介

4 諮問

(市長退出、傍聴人入室)

5 議事

佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について（諮問）

【司会（生活環境課長）】

これから会議次第の5「議事」に入ります。

本日の議事でございますが、「佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について」の諮問1件でございます。

今回の諮問につきまして、ご説明いたします。佐倉市行政組織規則第13条第1項に環境部生活環境課の事務分掌が規定されておまして、その第12号に「墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等に関すること。」がございます。

今回、この墓地の経営の許可等に関する事務を執行するうえで制定されております「佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例」の規制内容を改定することにつきまして、佐倉市審議会条例第2条第3号がございます「その他環境保全対策に必要な事項」として、規制内容の骨子についてご審議をいただきたく諮問を行うものでございます。

ここからの議事の進行につきましては、佐倉市環境審議会条例に基づき、【議長（会長）】にお願いいたします。宜しくをお願いいたします。

【議長（会長）】

それでは、議事を進行させていただきます。

今日の議事は、次第にありますように「佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について」の諮問1件でございます。

はじめに事務局にお尋ねしますが、本日の諮問ですが本日中の答申を求めるものでしょうか。

【生活環境課】

お答えいたします。本日事務局は、資料配布時に委員の皆様から事前にいただ

いたご意見に対しまして、見解を踏まえてお答えいたします。答申につきましては12月21日（木）に審議会を開催いたしまして、その際に答申をいただければと存じます。

【議長（会長）】

承知しました。この資料については、すでに委員の皆様へ郵送され、質問や提案等が事務局に寄せられていることから、最初に、それらについての当局の考え方や修正をおこなう部分等の説明をお願いし、その後、新たに全体を通しての質疑応答を行いたいと思います。

ご発言されるかたは挙手のうえ、私が指名いたしますので、事務局のマイクの準備が整いましたら、着席のままで、ご発言願います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【生活環境課】

初めに、今回の条例改正の背景・経緯、続いて事前に委員の皆さまからいただいたご意見に対しまして、事務局の考え方・修正箇所などについて、ご説明させていただきます。

今回の条例改正の背景について、事前にお配りした資料、「佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について」をご覧ください。

このたび市条例を、より佐倉市の実態に即したものとし、手続きの明確化と市民の皆様の快適な生活環境の確保と公共の福祉に資するため、新たに墓地を建設する場合、墓地等の拡張等の施設の変更を行う場合における基準等を改正することとします。

経緯といたしまして、現在の墓地等の経営許可に関する手続きの流れを簡単にご説明いたします。

まずは、工事着工前に事前協議を佐倉市と行って頂きます。事前協議書が提出されたら関係各課の意見を伺い、事前協議が終了後に工事への着工、工事の完了確認後に墓地等の経営許可申請をして頂くことになっております。

墓地等の経営の許可については、権限委譲により平成13年4月1日から知事事務から市長事務となりましたが、権限委譲前の県基準を準用してきました。

現在、市条例に基づく住宅等からの距離の規制基準は、「埋葬に係る墳墓」いわゆる土葬についてのみ対象となっており、又、事前協議を行うことについては要綱に基づいて行ってきました。

また、墓地は必要な施設である一方で、次のような課題が挙げられます。

現在市条例において、距離にかかる規制基準は土葬の墓地についてのみ適用

され、焼骨の墓地の場合は同基準が適用されません。そのため焼骨の墓地が住宅等の近傍や特定の箇所集中する事態となっており、地元の自治会からは改善を求める要望が寄せられています。また、墓地の集中により、将来の土地利用の可能性を狭める可能性があります。

県内には、地域の実情に応じて独自に墓地の距離規制を設定した市町村が18市町村あり、本市に隣接する5市町、千葉市、八千代市、四街道市、印西市、酒々井町において独自に距離規制を設定しています。

同じ墓地であるにも関わらず墳墓の違い、火葬・土葬の違いによって市条例の基準が異なることへの対応が必要です。

市条例に基づく墓地等の経営許可申請の前に事前協議を行うことを要綱において定めていますが、市条例の条文には事前協議の記載がありません。事前協議自体は要綱に基づいて行っており、また申請者からは申請前に手続について相談が寄せられることから、事前協議の必要については十分周知されているものの、市条例において明確に定められておりません。

県内他自治体の距離規制の設定状況は事前配布資料、距離規制市町村表のとおり佐倉市を除く県内53市町村のうち、18市町村が独自に墓地の距離規制を設定しています。

続きまして、事前に委員の皆様から頂いたご意見に対しての回答でございます。

お手元にお配りしました、「佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正に係るご意見対応一覧について」に沿って説明いたします。

1点目は、佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例改正について中の用語の説明②の項目ですが、委員のほうから「火葬;死体を葬るために、これを焼くこと。」を「死体を焼き、残った骨を取って葬ること。荼毘ともいう。」とする修正案を頂きました。

修正理由として、死者に対する労わる気持ち(心づかい)です。

事務局対応内容といたしまして、説明資料のため、墓地、埋葬等に関する法律の中で定義されたものを抜粋したものであります。

2点目は、墓地、埋葬等に関する法律 定義 第2条第2項にある「火葬;死体を葬るために、これを焼くこと。」を「死体を焼き、残った骨を取って葬ること。荼毘ともいう。」とする修正案を頂きました。

修正理由として、死者に対する労わる気持ち(心づかい)です。

事務局対応内容といたしまして、国で定めた「墓地、埋葬等に関する法律」の中で定義されたものであり、市での修正は出来ません、ということでございます。

続きまして、事務局の考え方、修正箇所等についてですが、今回の改正点として、佐倉市内の実情と県内自治体の実施状況と申請に至る手続きの明確化を考

慮し、当該条例を、より佐倉市の実態に即したものとし、もって市民の皆様の快適な生活環境の確保に資するため、

① インデックス名 市条例 第7条第1項第2号中、「埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあつては、」を削除するものとします。

② 同インデックス名 市条例7条第1項第2号中、「100メートル以上」を、住宅から少しでも離れた距離で、周辺住民の生活への配慮、又、国民の生活にとって必要な施設であることから、「150メートル以上」に変更するものとします。

③ 新たに、工事に着手する前に事前協議を行うことを規定します。

④ 周知期間は6ヶ月以上といたします。

なお、条文等につきましては、行政管理課に確認の上で進めて参ります。

以上、改正内容の骨子の説明でございました。

【議長（会長）】

委員にお伺いします。当局からの回答について、これでよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【議長（会長）】

では、ただ今の、事務局からの説明に対して、さらにご意見・ご質問はございますか。発言される方は挙手願います。

【委員】

今回の改正点について、最後にご説明があったと思いますが、そのことについて記載された書面がないものですから、改正点4点のそれぞれについて、市条例のどの項目にあたるのか、もう一度ゆっくり説明していただきたいと思います。

【生活環境課】

失礼しました。まず一点目、インデックス名 市条例 第7条第1項第2号中…。

【委員】

2号というのは「(2)」でよろしいでしょうか。

【生活環境課】

はい。そのとおりです。

【生活環境課】

「埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあつては、」の文言を削除する、ということでございます。

【生活環境課】

削除することにより、土葬の墓地だけでなく、焼骨の墓地も対象となります。

2点目は、同じ（２）の後段、「住宅等から墓地までの距離を１００メートル以上」を「１５０メートル以上」に変更します。これにより土葬墓地も焼骨の墓地も住宅等からの距離は１５０メートル以上となります。

3点目は、「市事前協議」のインデックスになりますが、現在、要綱を定めて行っている事前協議について、市条例の中には「事前協議」という単語が入っておりません。そのため、市条例中に「事前協議を行うこと」という規定を追加し、明確化することで、事務の透明性を図ります。

4点目として、周知期間として、条例施行日を６か月以上経過してといたします。

以上でございます。

【委員】

今の４点については了解しました。

３番目の、事前協議の要綱は新たに作るということでしょうか。

【生活環境課】

要綱につきましては、条例改正に合わせて、一部文言の改定は行いますが、現行要綱は残します。

【委員】

６か月以上というのは、どこかに記載があるのでしょうか。

【生活環境課】

公布後即日ではなく６か月以上経過してからの施行を考えております。

【委員】

それをこの審議会で答申したいということですか。

【生活環境課】

そのように考えております。

【委員】

分かりました。

【議長（会長）】

他に何かございますか。

【委員】

今回、佐倉市の課題として、土葬の墓地のみが規制の対象となっていて、焼骨の墓地についての規制がないので、それを対象とする改正を行うということですが、この事前に配布された資料の「6」にある近隣市町村の規制状況についても、同様に焼骨の墓地を対象としたものですか。

【生活環境課】

この墓地等の経営許可については、千葉県の事務として行われていましたが、平成13年度より、地方分権の関係で、それぞれの市町村で経営許可を行うということになっています。

その際、条例をすべて新たにすることは大変難しく、佐倉市では千葉県の基準をそのまま準用してきたところです。

ただ、県内の18市町村については、実情にあわせて逐次改正しているところですが、それ以外の市町村は、当初の県の基準のまま、土葬墓地のみを対象としています。

資料の「6」については、全て焼骨の墓地の距離規制でございます。

【議長（会長）】

いいですか。

【委員】

はい。

【委員】

基本的なところですが、条例を改正するというのであれば、現在の条例のどの部分をどのように改正するかというものを、文言として記載されたものをお配りいただきましたかったというのが1点目です。

次に、具体的な内容では、他市町村で５０メートルから１５０メートルまで基準が様々ある中で、１５０メートルを採用された理由をお聞かせいただきたい、というのが２点目。

もう一つは、同じく他市町村の条例の中で、規制に除外規定を設けているところがありますが、佐倉市は、今回除外規定を設けていない理由もお聞かせいただきたいと思います。

【生活環境課】

まず１点目の、条例の改正点を文言でお示しできなかったことについては、申し訳ございませんでした。

２点目の、なぜ１５０メートルを採用したかについてですが、県内の実例や佐倉市の実情、地元の自治会からのご意見など、そういったことを鑑みて、１５０メートルは離すという考えであります。

【生活環境課】

補足させていただきます。

改正条文の前後の比較について、具体的な文言がない点については、申し訳なかったのですが、今回は改正の骨子、方向性について議論していただきたいと思ひまして、用意していなかったということがございました。こちらについては、追ってご用意できます。

続きまして、規制距離を１５０メートルとした理由については、現実問題、佐倉市内では、病院や有料老人ホームの近傍にすぐ墓地が作られるという状況が複数個所がございます。

地元自治会からは、これ以上墓地は勘弁してくれないかという強い要望も来ております。

端的に申し上げますと、１００メートルの規制でも不十分、１５０メートルでもどうか、と思っている次第ではありますが、県内二つの市だけではありませんが、実際に１５０メートルの規制を持つ自治体でも、特段の不具合は見られないということでしたので、佐倉市の実情と、先行して実施している自治体の状況を踏まえて、１５０メートルという提案をした次第でございます。

除外規定については、今回特段設けておりません。お配りした資料の、「表４」の下の方「②」にあります。数少ないですが除外規定を設けたところの状況を確認したところ、佐倉市では特段除外規定を設ける必要はないと判断した次第です。

【議長（会長）】

よろしいですか。

【委員】

はい。

【議長（会長）】

他に何かご意見ございますか。

もし他にご意見がなければ、答申について審議したいと思います。

答申につきましては、事務局から「１２月２１日に審議会を開催して、その際に答申をいただきたい」との発言がございましたが、本案件については、事務局から事前の資料配布、それに対する委員からの意見聴取、そして本日は委員からの意見に対するさらなる事務局の回答いただきました。

このような経緯を考えてみますと、条例改正に対して審議会の意見は十分に反映されており、このまま承認する形で答申しても宜しいのではないかと考えられます。

また一方では、不十分な部分があるので、次回もう一度審議会を開催し、再度審議してから答申する、という選択肢もあります。

どちらを選ぶか、これは委員の皆様のご意見次第ですが、これに対して、ご意見はございますか。

【委員】

もう一つ、事前協議の実施を条例に規定するという事自体には異論はありませんが、これは元々そうしておくべきものだったのか、あるいは事情が変わって必要になったものか、どちらでしょうか。

【生活環境課】

事前協議の規定についてですが、従前の県条例も同様に、条例には定めずに、要綱を定めて行っていました。市の法務管理を行う部署にも確認しましたが、要綱で行っていること自体は問題ないが、次回条例を改正することがあれば、条例に定めて明確化したほうがよいという提案があったため、今回の改正点に入れた次第です。

【議長（会長）】

理解していただけましたか。

【委員】

はい。

【議長（会長）】

それでは、皆さんの意見も出て、それに対する当局からの回答も一応理解していただいたという形で、当局案で承認し、それに対して付帯事項なしで答申したいと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

さきほど、改正前後の対応表を作成するというお話だったと思いますが、それは今なのか、それともさきほどの口頭によるもので十分ということでしょうか。

【生活環境課】

新旧対照表は、お時間をいただく形になると思いますが、でき次第、委員の皆様にお送りさせていただきます。

【議長（会長）】

どうですか。

【委員】

皆さんがご理解し、ご納得いただいているのであればいいのですが、私は十分に理解しきれていないところがありますので、新旧対照表は拝見したいということと、それと先ほどの委員の質問に対する、除外規定を設けないことについての説明が、十分理解できてはいません。

150メートルの規制のある、船橋市、木更津市でも除外規定はあるのでしょうか、なぜ佐倉市では必要ないのかということについて、もう少しご説明いただきたいと思います。

【生活環境課】

除外規定については、1000 平米未満の小規模の墓地は除外するというものと、規制区域内の居住者や土地所有者の同意があれば認めるというもの、大きく分けてこの二つがあります。

1 点目の、小規模墓地を除外するというものに関しては、皆さんにお配りした資料に記載がなくて申し訳なかったのですが、条例の検討の一環で県内自治体にアンケートを実施した中で、規制の抜け道を利用するような形で、小規模の墓地を近いところにいくつも作られるケースがあった自治体があり、この除外規定については検討から外しました。

また、規制区域内の所有者等の同意があった場合に除外するかについては、今現在も事前協議の中で、50メートル以内の居住者の同意書の提出は求めています。ただ、そんなに多くの方が住んでいるわけではないので、極端な話、一人か二人の同意があれば、墓地が作られるという状況があるので、そうすると今回条例を改正する目的が十分に達成されないことが懸念されるので、除外規定は設けなかった、ということでございます。

【委員】

よく分かりました。

【生活環境課】

より厳しくするという事を考えていただければと存じます。

【委員】

県内でも150メートルの規制で除外規定なしとなると、船橋市と佐倉市だけになるので、県内でも一番厳しい設定になると思いますが、逆にそうすることで、不利益を被るかたは、例えばどのようなかたを想定しているのでしょうか。

【生活環境課】

今回はあくまでも住居や病院から一定の距離をとるということなので、住宅の近傍で墓地を作りたかった人にしてみれば、確かに不利益となるかもしれませんが、今回我々が考えたのは、墓地を作らせないではなく、少なくとも病院や住宅から150メートル距離をとって墓地を計画してほしいという趣旨で改正するものでございます。

【委員】

今回の改正では、病院などに限定することはできないんですね。

【生活環境課】

すでに住宅と病院等という形にしております。商店とか工場事業所は対象にはなりませんが、病院と住宅になります。

【生活環境課】

市条例第7条の中で、住宅等の中身については、住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館及び病院をいう、と規定されているので、こうした施設から150メートルということでございます。

【委員】

これから作られる墓地を対象とするもので、これまでに作られた墓地は規制の対象にはならないということですね。

【生活環境課】

その通りで、施行日以降のものが対象となります。

【委員】

参考までにお聞きしますが、現在市内に墓地は何か所ぐらいありますか。

【生活環境課】

市内約400か所ございます。

【生活環境課】

補足しますと、今の400か所というのは、昔からある集落の墓地なども含めてということでございます。

【議長（会長）】

先ほど、私は原案通り答申でどうかと言いましたが、どうも質問された方が、質問に対する事務局の説明について、十分に理解できたかという、私から見てそうも思えないところがあります。

そこで、会長の権限として提案したいのですが、今日各委員から出された意見について、事務局で再度文面を作成し、次回に審議してもらえたらいいのではないかと考えます。

今日このまま答申を出すということは、会長としても心苦しいところがあります。

そのような形で事務局のほうは対応できますか。

【生活環境課】

こちらの不手際も大変申し訳ございませんでした。

まず今回の改正前後の対比の表と、除外規定についての補足説明などについて用意し、次回の審議会前、なるべく早急に委員の皆様へ送付するようにいたします。

【議長（会長）】

お送りする形ですか、それともこういう場を設けて説明しますか。

今日答申が出ないということなら、今日各委員から出された質問に対する事務局の回答を早めに出したほうが良いと思う。

【生活環境課】

早急に皆様にお送りいたしまして、次回、それをもとに改めてご審議いただき、答申をいただきたいと考えている。

【議長（会長）】

では今日の諮問に対する審議は、これで終わりにしたいと思います。

6 その他

（事務局から次回の審議会予定等を説明）

7 閉会